

## 第4 子の引渡し強制執行

### 92 子の引渡し強制執行の申立てについての裁判に対して執行抗告をするとき

子の引渡し強制執行の申立てについての裁判に対して執行抗告ができるのはどのような場合か。

- ➡ 直接的な強制執行の申立てについての裁判（費用前払決定も含む。）に対して、執行抗告をすることができる。

#### POINT

子の引渡し強制執行の方法は、執行官に子の引渡しを実施させる方法（直接的な強制執行）と、間接強制の方法によることができる（民執174①）。このうち、直接的な強制執行の方法によるときは、その内容が子の心身に重大な影響を与える可能性があり、内容が重要と言い得ることから、執行抗告をすることができるとしている（民執174⑥）。

なお、直接的な強制執行をするに際しての費用前払決定（民執174⑤→民執171④）に対しても執行抗告をすることができる（民執174⑥）。

なお、これについては、国際的な子の返還の強制執行に関する規律を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「ハーグ条約実施法」という。）においても同様である（子奪取136～138）。

#### ○趣旨等の記載例

〇〇地方裁判所令和〇年（〇）第〇号子の引渡し執行申立事件での強制執行決定に対し、執行抗告をする。

申立ての趣旨

原決定を取り消すとの裁判を求める。

申立ての理由

(直接的な強制執行の場合について、手続的要件の瑕疵を主張する。民事執行法174条2項所定の要件の欠缺を示す具体的事実を主張することになる。)

○申立手続

要件

申立先	申立期間	申立方式	手数料
抗告裁判所	告知を受けた日から 1週間	書面	1,000円

書式例

〔参考書式1-1〕 執行抗告状

## 〔参考書式1-3〕 訴状（請求異議の訴え）

収入  
印紙

訴 状

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇 印

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 〇〇〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

原告訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 〇〇〇〇

請求異議事件

訴訟物の価額 〇〇万円

ちょう用印紙額 〇万〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 被告の原告に対する〇〇地方裁判所令和〇年（〇）第〇号貸金請求事件の判決に基づく強制執行はこれを許さない
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

第2 請求の原因

〔省略〕

### <作成のポイント>

確定判決に対する請求異議の場合は、債務名義の存在及び異議事由のほか、それが口頭弁論終結後の事実であることについても主張する必要がある。確定判決以外の場合、特に執行証書の場合は、債務名義の内容又は作成過程が適正であることの主張責任は被告が負うが、争点を早期に明確にする見地から、債務名義の作成過程の瑕疵を請求原因の中で主張するのが望ましい。

## 6 一方当事者にとって不利な遠隔地で発令された保全命令に対し保全異議を申し立てるとき

債務者である私は、熊本市内に住んでいるが、札幌地方裁判所から仮差押命令の発令を受けた。熊本地方裁判所で保全異議を審理してもらうため、どのような申立てができるか。

### ➡ 移送申立て（民保28）

#### POINT

保全異議の管轄裁判所は、保全命令発令裁判所であり（民保26）、これは専属管轄である（民保6）。しかし、この裁判所は、保全命令の申立てに際し、管轄を有する裁判所の中から債権者が任意に選択した裁判所であることが多いため、事案によっては、当事者間の衡平を損なったり、審理の遅滞を招いたりする危険がある。

そこで、裁判所は、保全異議事件につき「著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるとき」には、当事者（債務者であることが通常であるが、債権者も含む。）の申立て又は職権により、「当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所」に事件を移送することができる（民保28）。

なお、民事保全法28条の移送は、事物管轄を超えた移送（例：高等裁判所から地方裁判所への移送）も可能と解されている。

また、同条の移送は、起訴命令には準用されていない（民保40①ただし書）が保全取消しには準用されている（民保40①本文→民保28）。しかし、この移送は、保全抗告には準用されていないので（民保41④参照）、移送を求めるならば、保全異議又は保全取消しの審理中に移送の申立てをする必要がある。

この移送の裁判に不服がある当事者は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内の即時抗告が可能である（民保7→民訴21）。

## ○趣旨等の記載例

## 第1 申立ての趣旨

本件を熊本地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。

## 第2 申立ての理由

本件保全異議事件では、〇〇が争点となり、その疎明方法としては〇〇などが考えられるところ、これらの疎明方法はその大部分が熊本市内に存在する(乙〇)。また、債権者は熊本市内にも支店を置く資本金〇〇億円の株式会社であって熊本地方裁判所での審理に大きな困難はないのに対し(乙〇)、債務者は熊本市内の会社に勤務する一個人であって遠方の裁判所へ平日に出頭するのは困難である(乙〇)。こうした諸事情を総合すれば、当事者の衡平を図る観点からは、本件保全異議事件を、〇〇〇という点から「本案の管轄裁判所」に該当する熊本地方裁判所で審理すべきである。

## ○申立手続

## 要件

申立先	申立期間	申立方式	手数料
保全異議等を申し立てた裁判所	規定なし【注】	書面又は口頭	不要

【注】 審理の初期の申立てが望まれる(八木=関(下)128頁)。

## 書式例

〔参考書式2-1〕保全異議申立書

〔参考書式2-2〕保全異議申立書〔参考書式2-1〕の当事者目録